知って得する

相続税セミナー

ふくおか相続相談センター
山口　崇



第１部

もめない相続とは

～どんな家族がもめるの？　対策は？～



もめない相続とは？

⇒　なぜ、相続でもめるのか？

相続人がもつ不平等感

相続人がもつ不平等感を
なくすための基準

①法定相続分（民法上）

※相続税法の定める法定相続分もある

---

②遺留分

＝相続人に保証されている
最低限の相続財産を請求できる権利

法定相続人（民法）

優先順位	血族の順位
第一順位	子および代襲相続人
第二順位	両親等の直系尊属
第三順位	兄弟姉妹および代襲相続人

【配偶者】
亡くなった人の配偶者は、常に相続人となると定められています。

法定相続分（民法）

優先順位	法定相続分
第一順位	配偶者が1/2　子が1/2
第二順位	配偶者が2/3　両親等が1/3
第三順位	配偶者が3/4　兄弟姉妹が1/4

遺留分（民法）

相続人に保証されている
最低限の相続財産を請求できる権利

※兄弟姉妹、代襲相続人には、遺留分はありません

相続人	遺留分	法定相続分	各相続人の具体的な遺留分割合
配偶者のみが相続人	相続財産の1/2	相続財産全て	配偶者　1/2
子のみが相続人	相続財産の1/2	相続財産全て	子ども　1/2
配偶者＋子が相続人	相続財産の1/2	配偶者　1/2 子　1/2	配偶者　1/4 子　1/4
配偶者＋父母	相続財産の1/2	配偶者　2/3 父母　1/3	配偶者　1/3 父母　1/6
父母のみが相続人	相続財産の1/3	相続財産全て	父母　1/3

7

ご自身の法定相続分、遺留分

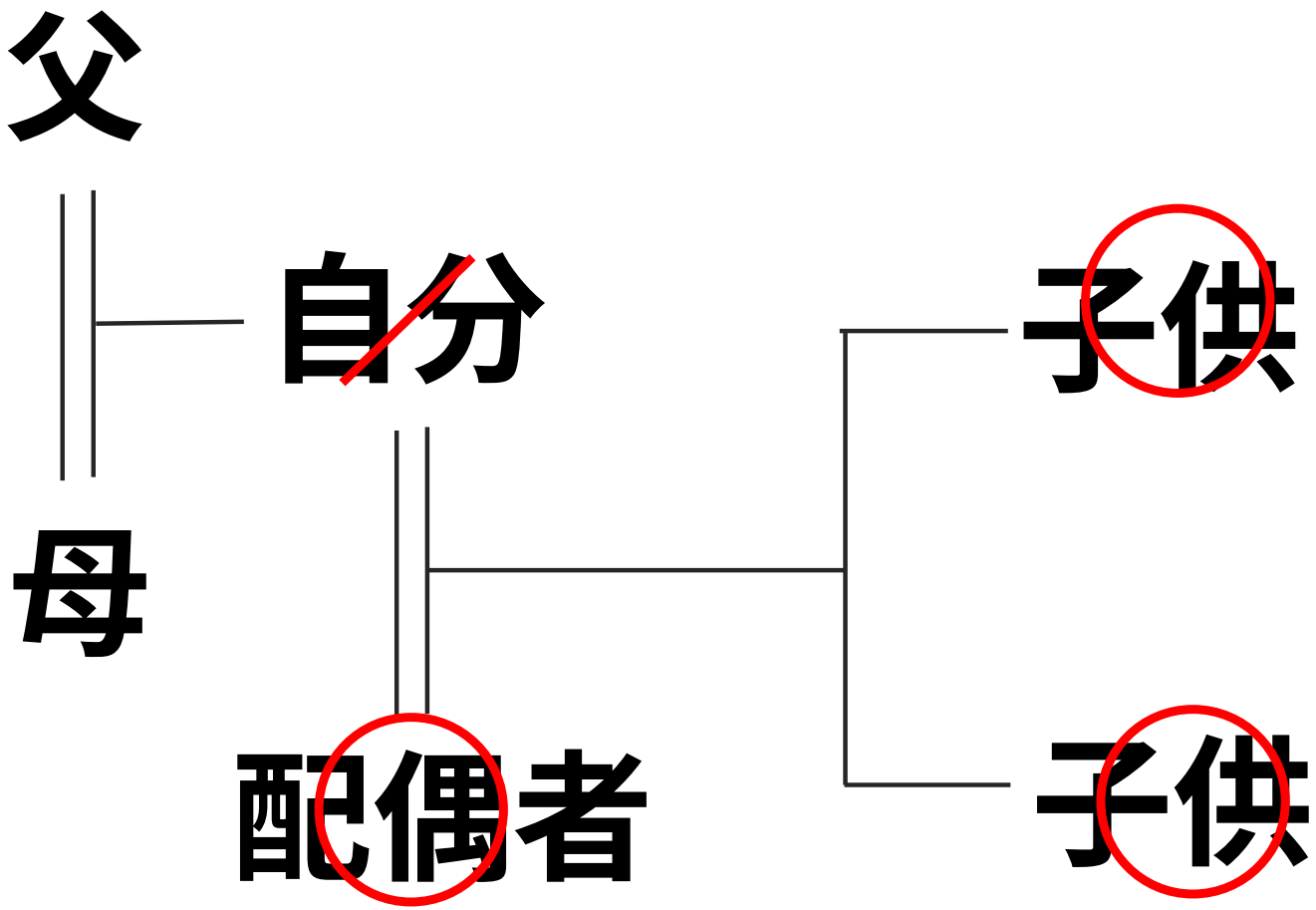

事例から学ぶもめない相続

＜ケース1＞

相続人1人が生前に高額な学費を負担して
もらっているケース

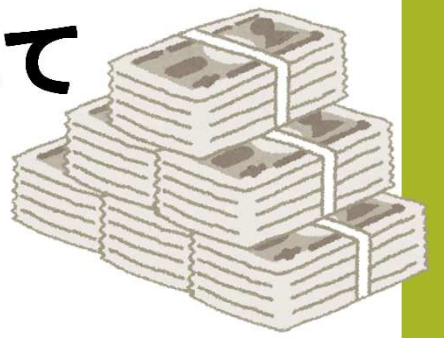

＜ケース2＞



長男夫婦が親の介護に尽くしてきたケース

＜ケース3＞



配偶者居住権で夫と暮らしてきた家に
住み続けられるケース

相続人1人が生前に高額な学費を負担してもらっていたケース

【事例】

・長男は生前に医学部進学、その学費等を負担してもらっている

・自分（妹）は短大までしか通わせもらってない



①学費は「特別受益」にあたるのか？

②それを考慮した分け方とは？

⇒相続分の修正計算

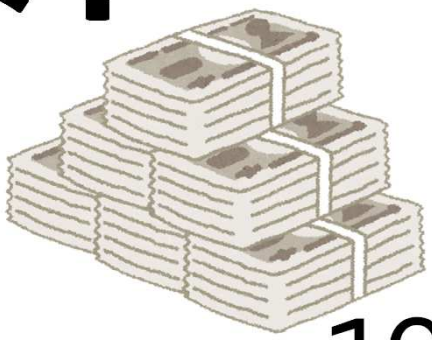

特別受益とは

遺贈や生前に贈与により取得した財産を「相続財産の前渡し」と考え、その財産を相続財産に加えて計算することによって、相続人間の公平を図ろうとする相続分制度。

特別受益＝遺贈や生前に贈与により取得した財産（相続財産前渡し分）

＜計算方法＞

相続財産＋特別受益財産＝みなし相続財産

兄：　みなし相続財産×1/2 － 特別受益財産

妹：　みなし相続財産×1/2

学費は特別受益に該当するか

被相続人の生前に、現金の贈与を受けたり、住宅を購入してもらっていたのであれば、「特別受益」にあたります。

学費は「特別受益」か？
学費は親の負担すべき扶養義務ではないのか？



判例①
他の相続人は中学校在学中から被相続人の家事手伝い、1人だけ4年制大学を卒業したケースでは、「特別受益」に該当する。（H2年5月1日家裁審判）

判例②
相続人1人のみは開業医である被相続人の意に沿って医学教育を受け、他の相続人もそれなりに高額な教育を受けていたケースでは、「特別受益」に該当しない。
（H10年9月11日家裁審判）

解決策

①被相続人が生前に
「**学費は特別受益に該当しない**」
旨を相続人全員に伝えておく。

②他の相続人にも生前に
多少の贈与をしておく。



生前のコミュニケーションが重要！

長男夫婦が親の介護に尽くしてきたケース

【事例】

・長男夫婦は親である被相続人の介護を行っていた。

・他の相続人は遠方に住んでおり、介護はしていない。

親の相続の際に介護した分を考慮して貰えるのか？

介護による寄与は「特別寄与分」として認められるのか？

介護は特別寄与分に該当するか

相続人中に、被相続人の介護を行い、これによって相続財産が減少することを防いだ者がいる場合、その相続人には寄与分が認められます。
ただ、その介護等が「特別の寄与」といれるものでなければなりません。

「特別の寄与」とは？

①日頃から継続して介護を行っていたこと（継続性・専従性）
②その介護について特に報酬を受け取っていないこと（無償性）

しかし、介護保険制度が導入されてからは一層、
介護自体が寄与分として認められるハードルが上がっているのが現状

⇩

相続後、相続人間で争うと寄与分等の認定が難しい

解決策

①被相続人が生前に感謝の気持ちとして
　長男に多めに遺産を相続させる。

②生命保険金の受取人とする。

生前の準備が重要！

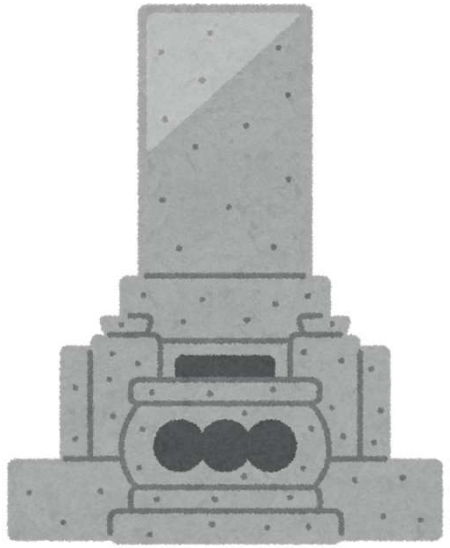

配偶者居住権で夫と暮らしてきた家に住み続けられるケース

【事例】

・相続人は妻と前妻との間の子の2名

・夫（被相続人）の財産は自宅3,000万と預金1,000万

妻と子が1/2ずつ相続し、子が同意しない場合
自宅を取得した妻は、**子に1,000万の支払義務が発生**
（法定相続分2,000万と預金1,000万差額）



年老いた妻は借入もできず、
泣く泣く**自宅を手放すしかない！**

配偶者居住権とは？

＜要件＞
・被相続人の配偶者であること
・被相続人所有の建物に居住していたこと
・遺産分割、遺贈、死因贈与、家庭裁判所の審判のいずれかにより配偶者居住権を取得したこと

配偶者居住権1,500万と評価
妻：配偶者居住権1,500万＋預金500万
子：所有権1,500万＋預金500万



妻は自宅を手放すことなく、
住み続ける！

（もめないための）対策は？

①生前のコミュニケーションが重要です！

②遺言書に残しましょう！

③遺留分を超えていますか？

遺言の種類

①	自筆証書遺言
②	公正証書遺言
③	秘密証書遺言
④	自筆証書遺言の法務局保管制度

自筆証書遺言

- 原則、全て直筆。（財産の目録はワープロ、コピー可）
- 両面記載可、枚数制限なし
- 但し、各頁に自署押印。
- 他人の補助による、いわゆる「添え手」は微妙。
- 訂正の方法もルールあり。
- 封印の必要無し。但し、勝手な開封は罰金。
- 形式上、遺言能力の有無等々による無効のリスク



公正証書遺言

●直筆不要。公証人が作成。

●検認手続きは不要

●公証人による出張は可。追加費用はかかる。

●証人になれない人

①未成年者

②推定相続人及び受遺者＆その配偶者、直系血族

③公証人の一定の親族、書記及び使用人

●形式上で無効になる可能性はほぼ無い。

●弁護士、司法書士等に依頼しての作成も多い



秘密証書遺言

- 自筆証書遺言と公正証書遺言の中間的存在。
- 作成は自分、保管は公証役場。
- 署名以外（本文）もワープロ、コピー可。
- 封印にもルールあり
- 専門家に依頼しての作成がおススメ



自筆証書遺言の法務局保管制度

- ●原則、全て直筆。（財産の目録はワープロ、コピー可）
- ●書式は指定されたマス目調の片面A4用紙
- ●ページ等の書き方も細かく規定
- ●検認手続きは不要
- ●事前予約の上、法務局に出向く必要あり。
- ●閲覧は全国の法務局で可能
- ●死亡時の、相続人への通知も可能
- ●遺言書情報証明書で相続手続き可能
- ●遺言書情報証明書は何通でも発行可能
- ●交付されれば、受遺者全員に保管の旨を通知



早めの対策が最も効果的です。

お早めに

ふくおか相続相談センター

ご相談ください。

